

## 王政改革期のギエンヌ州

岡 本 明

## はじめに

従来、王政改革は貴族反動説にかくれて十分論じられなかったきらいがある。その理由は、(一)貴族反動説に根拠を認め、これをクローズアップすることが次にくるブルジョワ革命の説明を容易にしたこと、(二)貴族反動の糸口となった革命前の諸改革も、せいぜい体制の部分的修正をこととする弥縫策と総括されたためである。その結果、フランス絶対王政を革命前夜にいたるまで固定的なイメージで抑える傾向がなお強い。

たとえば二宮宏之氏は、「絶対王政は社団的編成に立脚し、中間団体を媒介とすることによって支配を実現していた点にその特質があり、また「中間団体の社会的レベルでの変容に対応して絶対王政も『周縁的』存在を抑え込むために『地方長官制』が創

設される」と述べている。<sup>②</sup>こうした把握は、確かに絶対王政の一義的な階級基盤論すなわち、封建領主制の再編強化論や階級均衡論よりも精緻なものであることにちがいない。だが、王政改革の論理的起点となると、「シナイエスの第三身分論のごとき、個人意志にもとづく自由な結合体としての政治社会という絶対王政への対抗原理の熟成に対処して」「開明官僚の主導の下のさまざまな施策」がおこなわれた、と考える。その場合も王権はあくまで社団的、身分制的秩序に依拠しつつづけたとし、改革の意義も否定的にみなされている。<sup>③</sup>本稿は、改革期に当る絶対王政末期の検討をめざすが、元来、王政改革の研究とは、財政・租税改革と代表制度の導入をはかる政策主体のそれであるとともに、これに対応して州制の変容や州内諸身分の社会的、政治的意識の変化がいかにもたらされたかの研究でもある。

これまで、ふるくはマリオンの「ラモワニオンと司法改革」からポッシヤールの「フランス財政・一七七〇—一七九五年」まで幾多の研究が積重ねられており、これに地方諸州の革命前史に関するエグレの一連の論説をあわせると、本格的な王政改革研究の気運は熟している。

これを近年活況を呈している社会史の方法に照らしてみると、アンシャン・レジーム期に貴族と第三身分を包含あるいは区別していた生活慣習や社会心理を調べることは、経済史と政治史の空隙を埋める豊饒な歴史学の試みとして十分価値がある。しかしこのことは第三身分の価値意識に転換の生じるとされる一七八八年九月以降、初めて政治史が脚光を浴び、それ以前は社会史で考察するということ、方法上の使いわけを意味するものではなからう。そうした転機以前に遡ってブルジョワ層の価値観の変化、貴族階級からの離脱を準備したものが社会・政治史として追求されてよいからである。王政改革とその効果の研究もここにかかわる。この点でW・ドイルの「旧体制末期のポルドー高等法院・一七七一一一七九〇年」が光るのは、ポルドー法服貴族の出自、財産形成など社会史の側面を分析しつつ、同時に王政改革への対応、法院構成内部の相剋にも眼をむけ、全幅的な歴史把握に迫っているためである。本論ではギエンヌ州での王國賦役廃止の試み(一七七六

—一八四) に一つの的を絞り州内諸勢力、諸地域の対応関係と相互関係とから、革命前史に連動してゆく過程を考究してみたい。ここで王國賦役の廃止をとり上げるのは、それが中央での税制改革とタイアップして企てられた王政改革の一環であり、これを機に有力貴族から州三部会再建が提唱されるなど州制変動の端緒となるものだったからである。

① 伝統的フランス革命史学のうち、ルフエーヴルは「アリストクラートの反動」の事実を認めるが、同時に王政改革については一七八七年のそれを中心に、カロンヌの免税特権への制限処置や「全土地所有者」からなる地方議会への課税配分を、旧体制の社会構造に打撃を与えるものとして一定の評価を与え、むしろその挫折因を、ルイ一六世の個人的意志力の弱さ、監察官の優柔不断に帰している。ソプールもルフエーヴルの解釈について貴族反動説をとるが、ルフエーヴルが、高位聖職者も含む全アリストクラットの結束、帯剣・法服両貴族間の立場の共通性を強調するのに比し、貴族層内部の不一致にも注目するところにニュアンスのちがいがあがる。これは複合革命説への重点のかけかたのちがいにたなる。G. Lefebvre, *Quatre-vingt-neuf* (Paris, 1970 réimp.) pp. 19-23, 27-30, 38. 高橋・柴田・遅塚訳「一七八九年—フランス革命序論」(岩波書店、一九七五年)二二—二五、三二—三四、四五頁。A. Soboul, *Péris d'histoire de la Révolution française* (Paris, 1957) pp. 25-26.

② 二宮安之「フランス絶対王政の統治構造」吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』(木鐸社、一九七九年)所収二二六、二二七頁。  
③ 前掲論文二二八—二二九頁の続文参照。これらについては、筆者は

- 王政改革論の研究途上にあるが、(1)改革為政者と啓蒙思想家の理念はテュルゴとコンドルセにみられるようにカテモリッタに对立・排斥しあうものでなく浸透・鎮壓しあいつつ固められてゆくこと、(2)一七七四年以後の王政改革はテュルゴとネットワークの二タイプに大別されると思われるが、このうちネットワークは高等法院を頂点とする社団的権力との正面対決を避けながら、財政機構に寄生する官僚保有者、ノンナンシエの大幅削減をおこない直接統制をはかるなど、革命への先駆的企画としてボッシャ、ハリスなどの評価が高。最終局面における、全国三部会の召集規約や訓令でも、身分制的・社団的枠組を払拭していないとはいえ、身分的委託論の否定、州三部会貴族の影響力の排除や貴族、バイイによる第三身分バイヤージ集會主宰の禁止など身分支配の実効力を一貫してそここうとしたこともみのがせない。(3)時間的にも、カロンヌやブリュンヌの一連の改革のうち、シニエヌの第三身分論がその不徹底さを批判しながら登場する。当面、以上の三点を指摘しておく。『テュルゴ經濟著書集』津田内匠訳、解題二九、一八頁。安藤際穂『フランス啓蒙思想における市民社会論の成立』『思想』一九八〇年二月、六七八号、八六一―九四頁。P. Steyès, *Qu'est-ce que le tiers état?* (Paris, Pagnerre, 1839) p. 85-107. 五十嵐豊作訳『第三身分とは何か』(実業、日本社、昭和三年)四八―六三頁。
- J. F. Boshier, *French Finances 1770-1795* (Cambridge, 1970) pp. 144-165; J. Egret, *La seconde Assemblée des Notables, A.H.F.f. (1949) juillet-sept. n° 115 t. 21. p. 198.*
- ④ M. Marion, *L'émouction et la réforme judiciaire de 1788* (1905); Boshier, *op. cit.* 110頁とSusanne, *La tactique financière de Calonne* (Paris, 1972) réimp.
- ⑤ Egret, *Les origines de la Révolution en Bretagne 1788-1789* *Revue Historique* 1952 n° 208-2, pp. 189-215; de même, "La

pré-révolution en Provence" *A.H.F.f.* 1954 avril-juin n° 134 t. 26; de même, "La révolution aristocratique et son échec en France comte" (1788-1789), *Revue d'Histoire Moderne et Contemporaine* 1954 p. 245-271; de même, *La pré-révolution française 1787-1788* (Paris, 1962).

⑥ 「貴族反動」をめぐる論争を紹介した柴田三千雄氏は社会史的概念としてのブルジョワジーの意味内容を問い、それが政治的概念に転化つまり革命化する契機を次の点に求めている。すなわち、アンシャン・レジーム下での実業による致富から、社会的威信を伴う職業上の転換を経て、「貴族風な生活様式の固定化」、私なりに言い換えれば「貴族の価値意識への馴化、自己序列化」から、社会的上昇の閉塞状況の顕著した結果、ある時点を境にこの意識から離脱し、突如自らを編成替えすることにある」とらえた。この転換の時点とは、柴田氏自身の説くところでは、一七八八年九月、パリ高等法院が伝統的形式による全国三部会の召集を裁定した時とされる。柴田三千雄『フランス革命とブルジョワジー』柴田・成瀬編『近代史における政治と思想』(山川出版社、一九七七年)所収、八七―八八頁。

⑦ 柴田氏の右論稿でも社会過程の説明の中にみじくも高等法院の三部会開催方式の裁定という政治的事実が大きな比重を占めている。柴田前掲論文八八頁。

⑧ W. Doyle, *The Parliament of Bordeaux and the Old Regime 1771-1790* (London, 1974) p. 10. ノールの貴族反動説(の批判)については詳細をあたると、*Ibid.*, "Was there an aristocratic reaction in pre-revolutionary France?" *Past and Present* 1972 N° 57 p. 110-120; V. Gruder, *The Royal Provincial Intendants—A Governing Elite in Eighteenth Century France* (New York, 1968) から大要を示唆を受けた。また Doyle, *Origins of the*

一 王政改革の試み

(1) 王国賦役の廃止

王国賦役 *Corvée royale* は、コルネール期に始まるものとされ、橋・道路・堤防の建設・維持の必要性が国内流通の観点から強く認識されてより、土地保有農をはじめとするタイヌ負担者に王命でかけられていた、年六日〜四〇日程度の労役義務である。<sup>①</sup>

しかし一七五〇年代後半いこは開明的な国王監察官（以下、監察官）らにより、農業生産を阻害し免除特権を温存するこの制度への批判が高まった。<sup>②</sup>

ギエンヌ州では、リムーザンでのテュルゴー監察官の改革の成功に感得するところ大きかったデュブレ・ド・サンモール監察官（一七七五〜八五年在任）が、労役形態での完納（一回限りの義務提供）かタイヌ付加税による代替かを各シュブデレガシオンに選択させるクリュニ財務総監の方針のもとで、選択主体を農村共同体住民のレベルにまで降ろし、市町村長を通し伝達させることとした。<sup>④</sup> ドイル前掲書のほか、古書に属するがペイルーの「デュブレ・ド・サンモールと賦役問題」を手がかりにこの推移を辿ってみよう。

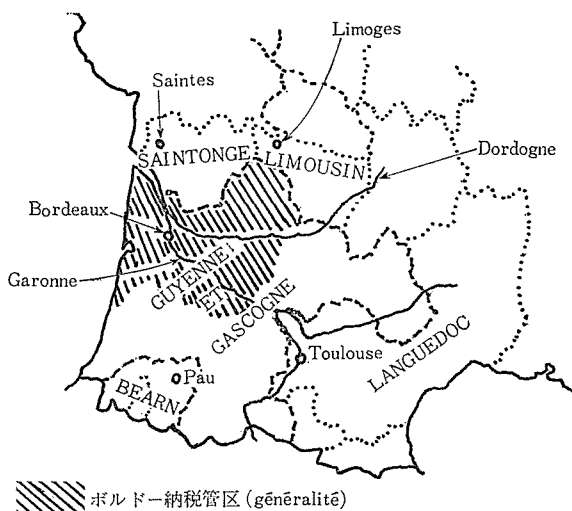


図1 ギエンヌ州総督区 (gouvernement)

A. Mirot, *Manuel de géographie historique de la France, t. 2, les divisions religieuses et administratives de la France*, Paris, 1950, p. 361.

ギエンヌ州は隣接諸州と比べても交通事情が悪かったが、同州の賦役状況について述べれば、ガロンヌ川の夏の氾濫、冬の氷結にもかかわらずこれが交通手段として過信され、修復の必要をみとめられず、このことがかえって河川沿岸よりもへだたった地域に小規模の賦役を分散・固定化させる傾向を生み、抜本的な改

善にはいたっていない<sup>⑤</sup>。

サンモールは、ラングドック、リムーザンほどの道路の整備には、不能率な王国賦役の消滅をめざすべく、①選択肢のうちでも買戻し方式を強く勧め、②地域・職業の特殊事情にかかわらず住民一律の施行を基本方針としたが、それ故にこそこの改革は、強い地域的抵抗、職能団ぐるみの反対にであつたのである。

④ M. Marion, *Dictionnaire des institutions en France aux XVIII<sup>e</sup> et XVIII<sup>e</sup> siècles* (Paris, 1969) p. 530; L. Laugier, *Turgot ou le mythe des réformes* (Paris, 1979) pp. 103-104. 第三身分の「ルジョ」資格者、教育者、郵便局長など或る種の職業市民が免除。春秋の二回、八キロ圏内の住民を対象とし毎年初めに教区が供出可能な人力、役畜数を監察官に報告。シノンデレカンオンに属す技師長が仕事内容・日程を決め市町村長に伝達。橋堡・道路監督官が現場指揮した。

⑤ 一七三八年オリー財務總監の規約整備で全国化したのが、カーン納税管区にオルノー・デュ・ボネンテマ 監察官が一七五八年貨幣納税に代納たきまきつたのが最初の改革とされる。Laugier, *op. cit.*, p. 109.

⑥ 一七六一年、人頭税の軽減と平行して二〇分の一税への附加税化に成功。六三九村落共同体が金納に應じ九共同体が労役を引受けた。*Ibid.*, pp. 110-112; D. Dakin, *Turgot and the Ancien Régime in*

France (New York, 1965). pp. 63-76.

④ Doyle, *op. cit.*, pp. 233-234; Ch. Peyron, *Duptyé de Saint Maurice et le Problème des Corvées* (Mont-de-Marsan, 1936) p. 52 (49).  
⑤ ホルドローン・ルーズのカヌーニエ道路は冬場の凍結に遭つた。マジャンなど人口多数の地区からは隔つてゐた。当時の大街道は他にホルドローン・レーム・マリとホルドローン・テール・ブリーヴ・リムン・ニールトがある。Peyron, *op. cit.*, pp. 21-22.

⑥ ラングドック州では一六六八〜八一年にシールズ・カルカマン・間ジューク・運河を通じし。各圖文庫『ナンテンの歴史』(古今書店 一九七三年)二一八頁。州三部会は王国賦役の買戻しを、Peyron, *op. cit.*, p. 17; Doyle, *op. cit.*, p. 227. ヌン・ヌ州では、ナンテンの一七三四年の改革が高等法院の賛同があつた。Egret, *Le Parlement de Dauphiné et les affaires publiques* t. 2 pp. 128-129; N. Kisilakoff, *Les ponts et chaussées en Dauphiné pendant l'intendance de Fontanien dans: Questions administratives dans la France du XVIII<sup>e</sup> siècle* 1 p. 184. 各年々ナンテンのラウギエ、*op. cit.*, p. 107. 各のナンテンの監察官の好意による。

⑦ Peyron, *op. cit.*, pp. 60-64; P. Ardecheff, *Les intendants de Province sous Louis XVI* (traduit du russe 1909) réimp. pp. 184-185. タイエの制度改革も地主・公益債地農・商人と職人・日雇の四種別にわけ収益比例で配賦せんとした。この成否については不詳。

⑧ サンモールの先任地、ペリ州での地方議会とのかかわりについて、Peyron, *op. cit.*, pp. 24-25, 61, 107より一八世紀キエンス州の題

監察官名	任先任地	系	主	要	業	績
① Boucher	1720~1743 Auvergne					1725年葡萄酒作付の拡大阻止の政府勅令を実現しようとするが、モンテスキュー首席長官らの抵抗に遭う。1737年タ
						1737年に授爵。王室従僕から財務官。ペリ高
						等法院評定官。先代は商人頭のもちりセージ

	(1717)	② 監察官。	イニシエルの3エルクソンに比例的タイエを認める。葡萄酒取引の特権は時代遅れと考えはじめる。
② Tounny père	1743~1757 Limoge (1730~1743)	父祖は不明。本人は大審院評定官兼部頭審査官(1719)。次いで國務顧問官職を購入(1755)。	本監察官のとき王國賦役がギエンス州に普及。葡萄酒取引の自由化を掲げるケルソー住民の請願を支持。1756年ジャンセニスト問題、第2次二〇分の一税、土地台帳改訂問題で高等法院と対立。州大臣の支持なく失脚。
③ D'Eligny	1758(?)~1760(?)	不明	王國賦役の適用をきつかけとしたダツクスマス・ジュアデレの任命権をめぐり高等法院と対立。財務総監や州大臣の支持なし。
④ Boutin	1760~1766	本人は部頭審査官を経験。國務顧問官(1766)のうちポルドー(納)行政委任官。	1763年、デュ・ポンを首席長官の後継者に推奨。高等法院とは、友好的関係。1784年、行政委任官としてサンキー不在中、王國賦役問題の處便な處理をはかる。
⑤ Esnangard	初任。 1770~1775 のうち Caen, Lille に転任。	16世紀初、城館守備隊長。曾祖父はコンピエーヌの國選侯。祖父はパリ高等法院付法律家。のちコンピエーヌ市裁判事。1722年國選侯記官職を購入し家門に爵位。先代は徴税官。本人は高等法院弁護士職を購入。部頭審査官、大審院議長。	ポルドー近郊の貴族領地では抵抗のため王國賦役の実施を断念する。1775年初までは葡萄酒取引の自由化を推進せず、デュルコー財務総監就任後、方針を転換。1788年黒人友の会会員か。
⑥ Chugny de Nuis	1775~1776 Perpignan, Rousson (1773~1775)	ナルゴニエ貴族の家系で14世紀に爵位。先代もデュイジエヨ高等法院評定官。本人はゾルターニエ海軍監察官。財務総監就任後まもなく死去。(1776)	1775年王國賦役後の廢止に数区入札制をとるが、財務総監就任後は改革勅令をすべて撤回する。監察官在任中より反デュルコーを公言する。
⑦ Nicolas Dupré de Saint Maurre	1776~1785 Berry (1764~1776) 但し1767までは助手	始祖は國務書記官経験者。3代において祖父は高等法院評定官。先代はパリ財務局長、本人も評定官。	通貨論・流通論に強い関心。1777年たばこ栽培の奨励をおこない、通貨改革による自由取引を推進。葡萄酒の自由取引については相談うけていない。
⑧ Camus de Nerville	1785~1790 Pau, Bayonne (1784~1785)	17世紀に父祖がゾルドー高等法院首席長官職で授爵。大審院評定官(1769)、部頭審査官(1776)	1771年、開明派の監察官としてモーラー改革に反対。1784年、Labour 地方の制皮改革をカロンス財務総監に具申。

典拠：① Gruber, *op. cit.*, p. 111, 127, 143, 184 (21); Doyle, *op. cit.*, p. 86, 98 (1) ② Doyle, p. 5, 8, 9 (37), 60, 91, 128; M. Bordes "Les Intendants de Louis XV" *Revue Historique* N° 223, jan.-mars 1960 pp. 55-56, 59; Peyrou, *op. cit.*, pp. 18-19, 22-23. ③ *art. cit.*, p. 60 ④ Doyle, *op. cit.*, pp. 45, 51 (54), 239. ⑤ Gruber, *op. cit.*, p. 41 (11), pp. 162-163, 168-169; Doyle, *op. cit.*, p. 147; Arda-

chaff. *op. cit.*, p. 31, 43, 80, 136, 246, 313-316. ⑧ *Ibid.*, p. 23, 28, 29, 40; Doyle, *op. cit.*, p. 209; Gruder, *op. cit.*, p. 53 (1); Peyron, *op. cit.*, p. 16. ⑨ *Ibid.*, p. 88 (22), 183 (19); Ardschaff, *op. cit.*, p. 31, 41, 80, 119, 186, 184-191, 282, 288, 334, 385. ⑩ *Ibid.*, p. 34, 42, 49, 71, 72, 183; Doyle, *op. cit.*, p. 243, 264. なお, Boutin と Esnangard の間の在任者はつきとめえなかった。

代監察官を表示する。  
中世以来の血統貴族は、家系の判明する七名中①⑥の二名にすぎない。残り五名は、一七世紀・一八世紀はじめの授爵家系に属する者⑤⑧と本人の代に授爵した者②④⑦にわけられる。訴願審査官を経験したのも監察官に抜てきされる、当時のブルジョワジーに典型的な昇進ルート(Gruder, *op. cit.*, pp. 60-70; Doyle, *Origins*,...*op. cit.*, p. 72)をとった者がこども三名②④⑥いるが、貴族身分で訴願審査官を勤めた⑤の例も興味を惹く(専門職としての訴願審査官の重要性と監察官志願者層の身分的多様性の余地)。法官職からの移行組②⑤⑦⑧も無視できず、断定的なことはいえぬにせよ官職保有者層が委任官の志願者の重要部分を構成していたと思われる(後述のシュプデレゲの場合にみると同様、両官職群の機構上の対抗と経歴上の混在)。

最後にグルーダー女史の検討を加えていない側面であるが、在任中の業績からも①②⑦⑧は明らかに改革派の監察官である。

## (2) エレクシオンでの対応

州三部会をもたざる地、ペイ・デレクシオンに属していたポルドー納税管区は、その内部に二種類のタイユが共存する税制史上も特異な地域である。

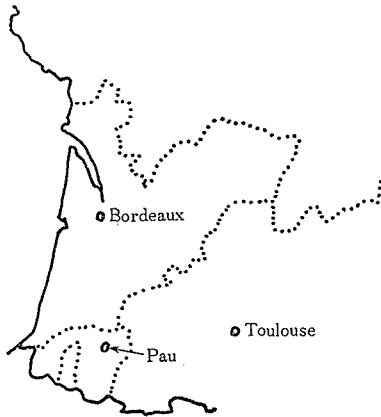
一つはポルドー、ペリグー、サルラ各エレクシオンのタイユ・ペルソネル(人的タイユ)の地であり、土地所有・非所有にかかわらずなく平民個人にかけられるもので、監察官区に割当てられた

総額を教区単位まで住民の資力に応じ再割当された。いま一つは

アジャン、コンドム両エレクシオンのタイユ・レネル(物的タイユ)の地で、平民保有地に対してかけられ、土地評価を地域共同でおこなって作成した土地台帳をもとに課税された。したがって、保有地の領有者も課税対象となって負担を分かちあう反面、分益小作人その他の借地農・日雇農のほか非土地所有者(領有者でも保有者でもない)の職業民は免ぜられたわけである。当然、王国賦役のタイユ付加税化は、同税負担民には負担額の増大が、また免除者にも、買戻し方式なら、新たな金銭的負担が要求される。

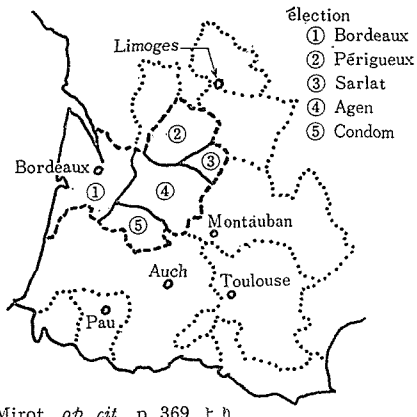
[1] まず、タイユ・ペルソネルの地では、領主・分益小作農両層からの抵抗がみられた。すでにポルドー・エレクシオン内ではメドックやアントル・ドゥー・メール地方を中心に、葡萄栽培人の腕を奪う王国賦役の不服従運動が一七五〇年代におこり、一七六二年八月には租税院建議により貴族直領地の作付・耕作農民への賦役免除を政府に認めさせていた。監察官命令はこうした地方特典を消滅させようとするものであったが、租税簿を保管し、タイユ等税制上の既得権を擁護する立場の租税院、それに多くの葡萄作付地所有者たる高等法院法官層を軸に強い抗議の声があがっ

図2 Bordeaux 高等法院管区



Mirot., *op. cit.*, p. 376 より

図3 Bordeaux généralité 内の élection



Mirot., *op. cit.*, p. 369 より

(élection 内の subdélégation 区分は省略)

Généralité (納税管区) は、起源においては bureau du trésor (王国財務局) の管轄に属する財務行政上の区分で、フランソワ 1 世がその下に 17 の recette générale (総収税局) を設けてタイユ、御用金、王領地収入を徴収させたのが始まりである。のちこの権限を監察官が統轄することとなり、地方財務官の指揮やタイユの教区毎配賦をおこなった。原則的に généralité は intendance に一致するが、監察官はほかにも上座裁判所や下級王立裁判所 (バイヤージュなど) の判決の審査、訴追権をもち、移管ともなう国王裁判権の直接行使、それに警察権をもっていて、その管轄範囲は 2 つの généralité を含む場合もあった。(例: ギエヌ・ガスコーニュ地方の監察官 1 人にたいしホルドー、オーク両納税管区や、ラングドック地方の監察官 1 人にモンペリエ、ツールーズ両納税管区が存在)。ルイ 14 世期末までに 31 の管区をかぞえ、革命前には 34 に達した。

なお, intendant の訳語は、千葉治男『ルイ 14 世——フランス絶対王政の虚実——』(清水書院, 昭和 46 年) 65 頁以下で国王監察官となっており、正式の名称 intendant de justice, police et finances, commissaire départi en telle généralité pour l'exécution des ordres du roi に最も忠実と思われるので本文でもこれを採用した。

Marion, *Dictionnaire des institutions.....op. cit.*, pp. 259-260; R. Mousnier, *Etat et société en France aux XVII<sup>e</sup> et XVIII<sup>e</sup> siècles*, Paris, pp. 109-120; 野田良之, 本文前掲書 373 頁。本書では地方総監となっており、他にもこの訳をとるのが多いが財務総監とは同格でないので避け方が無難であろう。

Election (徴税管区) は、14 世紀なかばに全国三部会が普及させたもので、タイユの配賦、シュブシード (全国三部会が可決した御用金) の徴収を監視するエリュとよばれる役人の管轄区域であり、州三部会所在の州や国境州以外の州 (ベイ・デレクシオン) を区分している。このエリュは徴税にかんして財務局に従属しているが (したがって納税管区の下部単位)、配賦・徴税上の訴訟を処理する法廷の構成員で、16 世紀にその上訴法廷として Cour des aides が分離する。16 世紀中に売官制に移行したが、国王監察官の制度の拡充する 17、18 世紀にはエリュ固有の権限は侵犯され人員の不足をかこつほどになった。1789 年には全国で 178 の管区が存在した。Marion, *op. cit.*, pp. 198-201; 野田前掲書 368, 376, 394, 395 頁。

Subdélégation については、一、注②を参照。



た。<sup>12)</sup>それは直領地農民への指示をも伴ったが、余分の負担を供することになる作付人等自身の不満もあり、ポルドー、メドック両シュブデレガシオン内教区で無為による抵抗ばかりか、徴税人への暴行も報じられている。<sup>13)</sup>

そうした特典のないベリグー・エレクシオン内でも、同シュブデレガシオン内で反買戻し一揆が勃発し、監察官の譲歩で労役提供処置がとられた。<sup>14)</sup>だが、サルラ・エレクシオンのティヴィエでは事情が異なり、リムーザンに近い同シュブデレガシオンではテュルゴー監察官時代の改革の成果が伝えられ、買戻しが順調におこなわれたという。<sup>15)</sup>

〔2〕次に南部のタイユ・レエルの地であるが、まず市民的保有地多くは non-noble landes の所有者が問題になる。かれらは平素タイユのたてかえ払いをする上に所有地に働く小作人、ジュルナリエの人力供出をおこなってかれらに一定の手当を与えていたのが、サンモールの改革によってみずから選択を—実際上は金納を強要されることとなった。<sup>16)</sup>この金納額とそれまでの代人への賃払額の比較可能な数字はないが、カステルジャルーにタイユ負課租地もつ評定官が金納強制を不満としてポルドー法院へ提訴している例がある。<sup>17)</sup>

農民保有地の場合は、タイユじたいは領主が支払うものの、保

有農自身が直接、賦役の対象となっていたわけ、買戻しが成功するか否かは、シュブデレゲが代納額を必要労役評価額からどれほど減額して示すか、また労役提供の節はいかに生活資料を保障するかにかかっていた。この点でアジャン・シュブデレガシオン内エスバレ教区では全負担者への納税割当にたいし減額がされていないことを不服として納税不能を教区代理人が宣し、一方、モンフランカンやヴィルヌーヴ・シュル・ロー周辺のシュブデレガシオン（以上いずれもアジャン・エレクシオン）ではむしろ労役をよしとし、租税院の反対にもかかわらずそれをつらぬいたといわれ、<sup>18)</sup>コンドム・シュブデレガシオンでは監察官が貧しい保有農層に小麦輸送などの救済策を構じたこともあって労役提供が円滑におこなわれたという。さらにマルマンドと、バザスの一部教区（アジャン・エレクシオン）では買戻しがおこなわれた。<sup>19)</sup>

だが農民保有地にあつては領有者たる者の動向が事態を左右した。カステルジャルーやモン・ド・マルサン（ともにコンドム・エレクシオン内）では、ロメニーら当地に領地をもつ高等法院評定官ししんの法院への提訴がみられ、また保有民にたいし法院への調査依頼をそそのかせる例もあつた。<sup>20)</sup>

また、サンモールがタイユ・レエルの地で公正・完全を期すべく、職能別等級にわけて負課され、この頃すでに経常化していた

キャピタシオンの税簿を基礎に買戻し額を決定しようとしたことから、アジャンではこれによって新たに課税対象となる分益小作農が強い抵抗を示したし、非土地所有の医師・執達吏らが教区集会以て住民に働きかけ反対の意思表示をなさしめた。ただ、分益小作農の運動の底には、キャピタシオンを個々には徴集されない貴族領主が、公道の建設に共同の負担を強いられないとの非難もこめられていたというから、領主と農民の間の租税制をめぐる潜在的対立が露呈しはじめたことも事実であった。

以上を要約するに、州内の地域別・身分別に多様な対応が指摘でき、単純には総括しがたい。もとより当時としては政府が王国全体で斉一的な解決策をとることは不可能であったが、ギエンヌ州の場合、それどころか二つの税制地域を擁していたことがむしろ高等法院の反抗を勢いづける面もあった。反抗の直接的理由は異なるがいずれの地に所領をもつ法官層も、麾下の領民に対する政府の干渉とうけとめ、監察官の権限は既定の税額の配賦にだけありと主張したのである。同じようにエレクシオン役人層も権限の侵犯を不満とし、サルラやネラックのようにシュブデレゲの下で働く徴税人の業務を妨害した例もある。

結局、教区住民が選択岐のいずれかなりともとるかどうかは、専らとはいえないにせよ、高等法院法官やボルドー市役人、市町

村長、教区代理人らの影響力を、監察官の指揮やシュブデレゲの熱意が凌ぐか否かにかかっていた。概してボルドー・エレクシオンの如き高等法院の膝元では、労役・買戻しいずれをも禁じる布令が威力をもち、バザス、ペリグー、コンドムのシュブデレガシオンのようにボルドーより隔っている地ほど監察官の積極策が奏功したといえる。監察官のもとで徴税人の指定・徴税指揮にあたったシュブデレゲについても、在地の上座裁判所官職保有者などから任用された者が少くないが、これもボルドーから離れている管区ほど精力的に働きえたと思われる。

ではなぜサンモールに在任中に当州で王国賦役が消滅しなかったか。反対勢力の存在のほかに、中央における政策主体の一貫性の欠如が指摘されよう。ネットワーク財務長官はサンモールの意気込みに対応するほどではなかったにせよ原則的支持を与えていたが、一七八一年五月に辞職すると、後任のフルーリは中央財政と同様、地方租税でも高等法院の了解下の改革を旨とし、エレクシオン法廷による徴収人への裁判権や、高等法院からのシュブデレゲ免職要求(モン・ド・マルサンの例)を容認している。一七八四年三月には、アジャン、コンドム、ダックスエレクシオンでの、タイユ税簿・キャピタシオン税簿併用による買戻し負担の公正化を期す監察官命令を、フルーリが廃棄した(一七八二年三月)のに勢を

えた高等法院が二年後には一七七七年以来の賦役行政の検事総長名での調査請求をするまでに及んだのである。<sup>②①</sup>

結局、この紛争は一七八六年、カロンヌ財務総監の在任中に、三年間の猶予期間つき王国賦役廃止で一応けりがつくのであるがこれより先、争点は新展開をみせていた。一七七九年八月に表面にでた、ギエンヌ州をベイ・デタにせよとの高等法院の要求がこれである。<sup>②②</sup>それは王国賦役の代納も含む各種課税への、法服貴族層の主体性回復の動きであり、一七八七年には一層、意識的に追求されることになる。

②① 近世ギエンヌ州制史としては、J. H. M. Salmon, *The Society in Crisis, France in the Sixteenth Century* (New York, 1975) p. 257, 305, 317. 州三部会はモンリ四世の治世(一六〇三年)のハモンシオン導入に伴い廃止された。

②② 野田良之『フランス法概論』(有斐閣、一九五五年)上巻(三)三二二頁。Peyron, *op. cit.*, p. 14-15; Doyle, *op. cit.*, p. 61; L. Desgraves, *La vie politique*, dans: G. Pariset. (sous la direction de) *Bordaux au XVIII<sup>e</sup> siècle* p. 32. サンキールの在任中、'モンシオン'、ダニッスのモンシオンがホルター納税管区に編入された。

②③ Peyron, *op. cit.*, p. 19, 23; Doyle, *op. cit.*, p. 233. ハイルは租税院構成員の直領地雇員(employé)が免除の対象となったとして、直領地経営形態についてはII A参照。

②④ 原則的に王国基本法に適合するものとして賦役を肯定して来たこと、したがってテュルロー一七七四年の改革に反対して来たこと、BNL-

Bps 204 pp. 5-27.

②⑤ *Ibid.*, p. 43.

②⑥ *Ibid.*, pp. 45-47.

②⑦ *Ibid.*, pp. 41-42.

②⑧ Doyle, *op. cit.*, p. 234. ホルター法院構成員でこの種の土地所有者は、Daugard de Virazel 長官ほか三名(評定官)いる。

②⑨ *Ibid.*, p. 61. たゞといえばアシエネ・エレクシオン内マルマンド・シユンレガシオンでは全タイン対象者から九八トワーズ(一九六m)の道路工事に二四リーウル六スー八ドニエのタイン附加税を課している。Peyron, *op. cit.*, p. 34.

②⑩ Doyle, *op. cit.*, p. 236.

②⑪ Espalaly 教区: Peyron, *op. cit.*, p. 34; Monflanquin, *Villennais-sur-Lot*, pp. 35-36. トンヤン・ンタブヤンガントンのサン・ト・ブヤンヌ教区の賦役民は一七七九年には六一〇名の輸送荷車の供出であったが、一八〇年には二八八〇名を増えた。

②⑫ Condom: *Ibid.*, p. 36; Marmande: *Ibid.*, p. 33, 35 (35); Bazas: *Ibid.*, p. 46. ヴ・サントは七教区が附加税、一教区が労役実施、八九教区はどちらか一方のみ。

②⑬ *Ibid.*, pp. 70-71, p. 85.

②⑭ *Ibid.*, pp. 82-83; Doyle, *op. cit.*, p. 236. ヴ・レバカの農村共同体では公正なタイン納税を基礎とする要請があった。Desgraves, *art. cit.*, p. 29.

②⑮ Peyron, *op. cit.*, p. 45-46. 監禁官はこれに対し、「ロルウエを含む現物租税を代納する場合はモンシオン法廷に付すべき問題ではなく、その見解をよびた。'Ibid.' p. 72 (65)。

②⑯ *Ibid.*, p. 46.

②⑰ Doyle, *op. cit.*, pp. 234-235.

⑤ L. Desgraves, *Les subdélégations et les subdélégués de la généralité de Bordeaux au XVIII<sup>e</sup> siècle*, dans: *Annales de Midi*, 1934, pp. 143-154. シュブデレゲは適任ない。野田前掲書の副代官はハイヤーシエ官職者と混同のおそれがあるため適当でなからう。してつければ監察補佐官か。この官職は、監察官など派遣委任官の慣行化していた再任権にもとずき、当初は納税者の減税要求の調査など部分的な特定任務を委任された私的コミッセルであったが、一六九五年の第一次キヤピタシオンの導入で、同税の徵稅業務を全面的に委任されるようになった。一七〇四、〇五年に一時売官制となるが一七二五年に委任官としての職が確立し、一七五〇年頃より任用が特に活発化した。吉田弘夫「フランス王政におけるシュブデレゲ官職の売買について(上)・(下)ーブルターニエを中心に」『北海道教育大学紀要』第一部三卷一、二、三、四頁、二、五九一-六五頁。  
 Marion, *Dictionnaire.....op. cit.*, pp. 519-520 マリオンは多くの陳情書にあらわれた陸止請求をもってこの官職の総括的評価に代えているが、熟考を要する。一七〇四年にはエルクシオン庁ごとにシュブデレゲが配置されたが、その後増設され、ポルドー納稅管区でも一八世紀後半に Montpont, Monflanquin, Castillon, などが分岐・新設され、同納稅管区(五エルクシオン)で二五シュブデレゲ官職を数えた。一七〇〇年以後、一七五〇年までの就任者で前職(マリオン前掲書から)は同時遂行もありえたことが窺える)判明する二九名中二二名(七六%)が上座裁判所、セネシヨッセ裁判所の總代官、評定官、検事などの官職保有者である。吉田氏も売官期のブルターニエ州について同様の事実を指摘。吉田、前掲論文第二号六八-六九頁。子弟、甥など血縁者による襲官は二例のみ。しかるに一八世紀後半はこの官職保有者の比率は減っているのではないかと思われる。一七七五-九〇年の間に就任した者で職業記載あるのは八名であるが、右種の官職

保有者は四名。サンモール監察官就任時点二七七六年の在任者では一名中三名にすぎない。これにひきかえ血縁者による襲官は同時点での在任者で一〇例(このほは(職業非記載者も含む)。襲官者はすでに前任者の助手をしてきた場合が多く、シュブデレゲ職の専門化の傾向がよめる。Ibid., pp. 150-154 (1)~(75)。

⑥ ネットケルは地方的多様性に応じてとの原則をサンモールに喚起しており、監察官の権限を強化することは方針ではなかった。Peyron, *op. cit.*, p. 61 (55); H. Grange, *Les idées de Necker* (Paris, 1974) pp. 368-372.

⑦ Peyron, *op. cit.*, pp. 71-72, 83-84.

⑧ Doyle, *op. cit.*, pp. 236-237.

## 二 ポルドー諸身分の分析

### A 法服貴族層

一八世紀を通して各地の高等法院が職能的・身分的閉鎖性を強めていたことは通説となっているが<sup>①</sup>、最後の四分の一世紀についてはエングレの興味深い調査がある。一七七四年から八九年の間、ポルドー高等法院に就官した平民評定官は四〇名であるが、このうちで高等法院官職者外の家系より就官した者は二六名(六五%)もおり、爵位を未だ獲得していなかった者は一四名(三五%)に達する。全国の高等法院に関する同様の調査では、この数字は平均、それぞれ六二%、一八%であり、職能的には僅かながら、身分的にはかなり、ポルドー高等法院の閉鎖性のうすさを示して

いる。この判断はドイルと一致するが、理由はドイルによれば、西インド諸島との交易で財産をきずいたポルドー貿易商人がみずから（あるいは国王書記官職購入商人が嫡男のために）法官職を購入する傾向が相対的に強く存在したためである。<sup>③</sup>

次に高等法院法官層の土地経営であるが、パリのそれが利子を主要な収入源としていたの<sup>④</sup>に比し、ポルドーの場合は圧倒的に土地からの収益、それも葡萄酒販売に依存しており、一七五五年時点で法官六八家族の全収入中七三%を占めていたという。<sup>⑤</sup>

ポルドー周縁半径四〇キロメートルのランド、メドック、ソールヌ、アントル・ドゥ・メールの耕地の<sup>⑥</sup>は葡萄酒栽培地で、陽あたりよく石灰岩石と沖積土に覆われた地質がそれに適していた。<sup>⑦</sup>

葡萄酒栽培地面積は、ポルドー・セネショッセ管区内でも三、三三〇ヘクタールに及んだが、その中で四大銘柄品（メドック、グラールヴ、ベック・ダンベス、ソールヌ）の作付面積の七〇%は法服貴族を中心とした貴族身分の経営によるもので、葡萄酒生産において法服貴族層の占める重要性がうかがえる。<sup>⑧</sup> かれらは、作業監督官は置いても借地請負はさせず、分益小作制すらもソールヌを除いては衰退気味で、労賃上昇の少かった賃雇用労働に依ったが、その際收穫物は地主に収納されるのが普通であった。<sup>⑨</sup> かれらはドダン政権時の作付規制令にたいしては作付自由を主張し（一

七二五年）、税収確保のための負課たといえばテレーの入市税（一七七〇年）、カロンヌの印紙税（一七八五年）には流通・取引の自由をたてに抵抗した。<sup>⑩</sup> 他面、ガロンヌ川ランゴンより上流の生産者に対しては、ポルドー市・セネショッセ在住の法官層は市役人層とともにブルジョワ資格者として商品への優遇処置が認められており、葡萄酒の市内販売税の免除、特定期間の排他的販売権、輸出用倉庫への保管権を享受していた。<sup>⑪</sup> したがって、販売価格の下落や、栽培地の上流地域への無限拡大をもたらずようなテュルゴの自由化・流通規制の完廃にはあくまで反対であった。<sup>⑫</sup> このため、ケルシー、アジュネ、コンドモワ各地域の生産者、取引商人は毎年クリスマスから翌九月八日まででなければ商品の市内搬入を許されず、許容期間内でも輸出むげに限られていた。

ここにみられるのは、州特権の擁護者を自称する高等法院地主層のもつ二面性であるが、ただフランス革命でかれらが経済活動の特権者としてカテゴリーに否認された<sup>⑬</sup>と考えることはできない。政治的激動をむかえる一七九二年までは少くとも、非特権地域産の葡萄酒取扱商人——一七八六年いご海外貿易の展望をひらいていた——と相混じり、内外交易を保証されていたからである。ポルドー高等法院の「相対的開放性」といっても一方の極には法服家系に入って四代目にあたるルペルトン首席長官（一七三



4 図 ギェンヌ地方図

三年評定官職就任、一七六六年より長官職) のような典型的な法服貴族の一派が跋然と存在していた。このため、サント・ドマン

グ島の砂糖プランターで一七六八年に次席検事職を購入して初めて家門とも法服層に入ったデュパティら「新参者」<sup>15)</sup>との間の異和感もきわだつており、そこ

には官職の新旧理念のちがいがさえ指摘できる。<sup>14)</sup>一七七八年、円形帽長官職をデュパティが購入し、就任せんとしたことから、これを阻むルベルトン派との間で対立が生じ、これにモプー最高司法会議への加担をめぐるデュドン派とルベルトン派の旧来の派閥対立がからんで事態はこじれたが、<sup>16)</sup>ポルドー法院の特徴は、こうした内訌の深刻さにこそあるといつてよいであらう。

ところで高等法院地主は一八世紀の葡萄栽培熱にうごかされ、経営地の拡大のため共同地分割権や先買権、買戻し権、回収権、土地の一方的交換などさまざまな領主

権に訴えたことは事実であった<sup>①</sup>。これを単純に領主反動とよぶことには、葡萄栽培そのものが、フォードやドイルの認めるごとく賃雇用にせよ利益小作にせよ、本質的には地主制に基礎をおくものだけに躊躇される。端的にはそれは領主が私的地主化してゆくさまを示していよう<sup>②</sup>。ただ高等法院としてはそうした手段としての領主権の行使を法認する立場にあり、この点ではルベルトンもデュドンも同一基盤にたっていたとみなすことができる<sup>③</sup>。

それにしてもさきに述べた高等法院内抗争は王制改革の浸透を促すこととなった。すなわちこの抗争のため、一七八〇〜八一年のネットワークによる二〇分の一税増徴や、上座裁判所の権限拡大を定めた勅令への抵抗を弱めたためである。この両施策は、やはり王制改革の一環で、カロンヌ税制、ラモワニヨン司法の各改革にうけ継がれる性質のものであった<sup>④</sup>。

## B 貿易商人

一七五〇年から一七七一年だけで西インド諸島の取引額が八倍近くとなったポルドー商業の興隆を反映して、グラディスやネラックなど商家の擡頭は著しく、セージュ次席検事（一七九一—九三年市長）のように貿易商人の家系から法服に入り、かつ貿易活動を続けていた者、ポワサック評定官兼船主のようにデロジャンス<sup>⑤</sup>爵位剝奪をうけることなく、プランテーションの管理と植

民地への卸売りに資本を投じる者もあった<sup>⑥</sup>。このようにデロジャンス免除の法服貴族層と爵位志向の大商人層の間には血縁的結合がかなりみられ、これがレンヌの上層社会にない様相を与えている。貿易商は子弟に國務書記官職を購入したり、子弟の海外支店での修練期間を重視するなどで家名の興隆や尊嚴の維持に努め、忙殺気味の職業柄、市内に宏壯な邸宅をかまえるか、郊外に別荘をたて慰安を求めるなど、生活心理・趣向面で法服貴族と共通するところがあった<sup>⑦</sup>。もちろん両者の経済的利害の合一、沉んや政治行動での一致は主張できぬが、一七八〇年代に生起していた重要問題、すなわちフランス領西インド植民地の、アメリカとの自由貿易の拡大については両者は結束して反対している<sup>⑧</sup>。

一七八八年の米仏自由通商条約は、独立運動下の米植民地とサント・ドマング、マルティニクなどとの自由取引を公認した結果、同島の入植プランターや経営代理人の経済的自立を促した<sup>⑨</sup>。このことは、コーヒー、原糖の本国輸入と葡萄酒のこの地への輸出に独占的にかかわりを有していたポルドー商人層にとり座視しがたいところであり、同様に在地プランターや代理人との間で懸案を抱えていた本国地主・投資家層とは、西インド植民地の経済的・政治的自立化阻止で基本的な一致をみるのである。一七八四年八月末の國務顧問會議勅令への、ポルドー商人層と高等法院の連携行動

もこうした事情をふまえたものである。<sup>⑧</sup>

貿易商人は他方、市常任評議会に貴族・弁護士とならぶ三身分職能団の一つとして代表され、緊急時の市政審議機関である百三十人会にも職能代表を送って重きをなしたほか、商業会議所を構成して既得権の擁護につとめたのであるが、かれらと市内取引商人や周域農村商人とは入市税や印紙税への反対では一致しても葡萄酒の販売規制をめぐって先述のような利害のひらきがあり、州制や市制の変更に臨んでも異なる対応があらわれるのも当然であった。<sup>⑨</sup>

### C 市役人団<sup>ジュラド</sup>

市役人団は一七一五年いらい、高等法院の許可と二名評定官の立会いのもとに召集されることになったが、同時にこのときからその中より国王官職保有者でなくなり、常任評議会が一〇リール以上のキャピタシオンを払うポルドー在住の戸主を被選挙人資格者として選出するしくみになっていた。一七六七年には初任には同評議会員であることが条件とされ、一七七二年には終身制を定めたことと相俟って寡頭的傾向を強めたと思われる。市制上、百三十人会召集権をもち、市社团的組織の最高位に位置したが、高等法院官職への上昇志向も強く、市周域にセネシヨッセ内に土地をもち、フィエフ貸与地の領有者としてその保有民から貢納・

財産移転税を請求しえた。タイユも免税であった。評定官予備軍とみられるだけあって、モーブー改革、法院内抗争、賦役問題でも一貫して法院主流を支持している。<sup>⑩</sup>

こうした市役人団の特殊な位置は、一七八七年後半以後の市制・州制上の変更に直面して、他の諸身分・より下層の職能団体との間の対応のずれとして露呈する。

まず、同年八月のローラン・ド・ヴィルドウイユ財務総監による、市役人団の改選停止令、と次いで翌年八月ブリエンヌによる、国王封印状での欠員指名である。この種の介入は、一七二三年にもみられたものであるが、この時は売官職の増設を伴って特定地方都市の自治に王権の介入の足場を築こうとするものであった。

これにひきかえ、八七―八八年の市制変更は役人団任命の対象を常任評議会の外に求め、勅任官とするものであって、実質的に活動はないに等しかったが、八八年の五月勅令すなわちラモワニヨン司法改革と軌を一にするものであった。<sup>⑪</sup> 一二月三日、緊急に開催された百三十人会は、王権による役人任命に疑義を呈し、旧来の役人団も辞職による抵抗を示したが、百三十人会より除かれていた非ネゴシアン<sup>⑫</sup>の商人四団体はこの抗議を黙殺している。しかも、この百三十人会の召集をめぐって王権はリブルヌ追放中の高等法院の了解ぬぎの召集権を市役人団に認めたり、法院に代



つて百三十人会が役人団の行状調査をおこなうなど、高等法院の市政への権限の縮小がはかられ、一枚岩のようにみえた高等法院と役人団の結束にもひび割れが生じているのである。

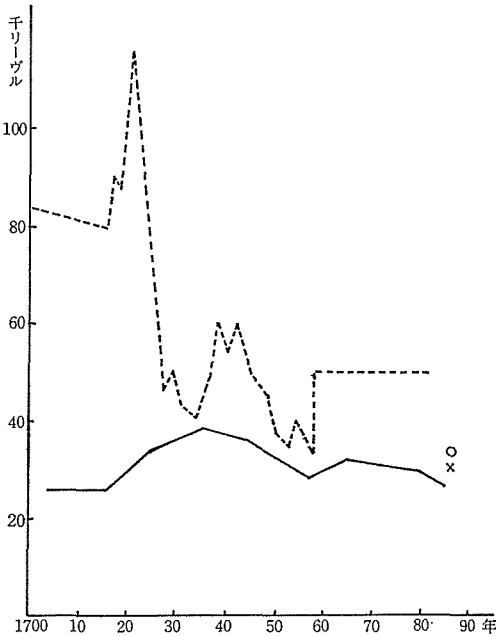
① F. Bluche, *Les magistrats du Parlement de Paris au XVIII<sup>e</sup> siècle 1715-1771*, Paris, 1950 pp. 76-85; Leleuvre, *op. cit.*, p. 18, 20 前掲邦訳一九二二頁。

② J. Egret, "L'aristocratie parlementaire française à la fin de

*l'ancien régime*" *Revue Historique* N° 208 juillet-déc. 1952, p. 6 (9), 10 (2) より算出。エグレットはこの調査より、革命前のこの時期における、新参者 (*hommes nouveaux*) Ⅱ 法服貴族以外の家系出身者にならざる高等法院の閉鎖的カースト制を否定する結論を導く。 *Ibid.*, p. 14 エグレット・ブリュンネン・ドイルに依りつゝ、一八世紀各時期にホルドー・マリ両高等法院在職司法官、または平服評定官の状況を表にすると左のとおり。

単位：人

パリ 高等法院		ホルドー高等法院	
1771	1716 } 1771	1774 } 1789	
同年時点の在職評定官	563	調査対象 153	上記期間に就任した平服評定官人数 40
	164 (29.2%)	四世代以上経過 14 (9.2% 以上)	法服貴族の家系以外の出身者 26
155	111 (19.8%)	四世代目 29 (19.0%)	就任時未授爵者 14
	153 (27.1%)	三世代目 46 (30.1%)	
就任時未授爵者比	88 (19.1%)	二世代目と初世代目 64 (41.8% 以下)	◇ 「家族」数 [13]
	26 (4.7%)	初世代目	
63 (22.1%)	11.2%		未授爵者は在職中に一代限りの爵位 ( <i>noblesse graduable</i> ) をえる。Egret, <i>art. cit.</i> , p. 6 (9), 10 (2).
就任時未授爵者		四世代目、三世代目については必ずしも連続ではなく。父を法院司法官にもつ者は七一名いる。実父・岳父・祖父・義兄の同一官職を世襲した例は三一名にとどまる。 <i>Ibid.</i> , pp. 13-20.	Doyle, <i>op. cit.</i> , pp. 19-20.
		人数は仮数。百分比とも Bluche, <i>op. cit.</i> , p. 84 のグラフより算出。	
		36名中、貴族子弟の未授爵者は二一名、純平民は一五名。Bluche, <i>op. cit.</i> , p. 83.	



..... Paris Parlement Bluche, *op. cit.*, p. 167.

— Bordeaux P. Doyle, *op. cit.*, p. 28.

宮崎洋「法服貴族の経済的基礎」『史学45-1』33頁。  
 パリ高等法院の1757年いごは相場値で、モーブー改革  
 時の官職補償価格も 50,000リーヴルでおこなわれている。  
 ○ Dijon. P. 評定官1788年 34,000リーヴル  
 × Rennes P. 評定官1788年 30,000リーヴル  
 全国平均に関する調査は Ford, *op. cit.*, p. 150.

なお、一八世紀高等法院評定官の官職價格の変動をパリとポルドーについて示す上グラフのようである。  
 価格は直接には売買の需給バランスで決まるが、低落傾向を生む重要な要因として、(1)門閥独占の結果生じる買手市場の減少、(2)官職イメージの損失から生じる買官意欲の減退があげられる。一七三〇年代の低落は(2)の例で、反ジャンセニズムの教皇勅書登録強制をめぐる紛争(パリ高等法院の追放を伴う)の長期化、一七五〇年代は、(1)

等法院など通常、先行二世代に渡って各々二〇年以上引続き在職することであり、それに満たぬ時は一代限りの爵位(noblesse graduelle: Egret, noblesse inachevée: Bluche)に留まる。他方、パリのブルノーブル、ブザンソン他二つの法院では一代の官職二〇年間継続し

〔一七二五・一七七二年各時点での在職全司法官・評定官の状況は Bluche, *op. cit.*, pp. 82-83. を参照せよ。〕  
 て在職するだけで譲渡可能の爵位(noblesse transmissible)が与えられる。(Egret, *art. cit.*, pp. 6-7)  
 ③ Doyle, *op. cit.*, p. 15 一七七四〜八九年の在職現役法官のうち七名は商家の子弟で二一名は國王書記官(貴族爵位獲得に最短距離の子であるが殆ど全員が商人である。結局少くとも一五名(全体の一〇%弱)が商家の出身。ドイルは Saige, Pellet 兄弟、Duvergier de Favars 父子法官を例示することとまわっている。

全 国	1774 ~ 1789	1774 ~ 1789
定官	上記期間の就任平服評	上記期間の就任平服評
	414	71
		外の出身者
		44
	就任時未授爵者	8
	75 (18.1%)	(11.3%)
		Egret, <i>art. cit.</i> , p. 6 (9), 10 (2).

の例。(ホルドーはマリよりは緩かであることに注意)。一七七〇年代のそれはモーブール被高司法会議の設置に伴った(2)の例で、撤回後も官職イメージは回復しなかった。Bluche, *op. cit.*, pp. 167-168; Doyle, *op. cit.*, p. 30.

④ Bluche, *op. cit.*, p. 154.

⑤ Doyle, *op. cit.*, p. 86, 89.

⑥ 井上幸治編『モンテスキエ』世界の名著28 (中央公論社、一九七二年)一八一―二二頁。

⑦ 谷岡前掲書、二二六―二二八頁。R. Clozier, *Géographie de la France Que sais-je?* (PUF 1970) p. 62-69. ルネ・クロジエ著・鈴木照一郎・青木伸好共訳『フランスの地理』(白水社、一九七七年)七六一―三頁。

⑧ Doyle, *op. cit.*, pp. 86-89. 法官作付者の一七五五年時に占める地域別収獲比率は、Médoc 24.6%, Entre-deux-Mers 23.1%, Grave 18.3%, Bec d'Ambes (Pauls) 9.3%, Sauternes 8.9% となつてゐる。おもだいた法官の経営作付面積と年売上高は次のとおり。

法官名	地域 (教区名は略)	作付面積	年売上高	その他の所領所在地
Leberthon 首席長官	Grave	記載なし		Castillon
Lavie 首席長官	Médoc	一一、二エーカー	六、〇〇〇リーヴル	St. Etienne de Lisse
Casterneau 評定官	Médoc	二〇エーカー	二二、五〇〇リーヴル	
Pichard 評定官	Médoc Sauternes	一四〇、七五エーカー	二六、〇〇〇～四二、〇〇〇リーヴル (一七八〇年代) 三〇、〇〇〇～四〇、〇〇〇リーヴル (一七九〇年代)	Salles (Landes) Belin (Landes)
Darthe 評定官	Sauternes	下記作付地 五八エーカー	三、五〇〇～(一七六〇年) 二二、〇〇〇～(一七八〇年)リーヴル	Langon
Pilote de Chimband 評定官	Entre-deux-Mers (三ヶ所)	七五、八三エーカー 三三、七五エーカー 三三、七五エーカー		Blaye, Blazimont Cénac, Lignan, Quinsac
Saige 次席検事	Grave Médoc	記載なし		Laprade, Beautiran (Landes) Mérignac

Doyle, *op. cit.*, pp. 87-88, 91, 93, 95-96. Casteman はこのころに

宮崎前掲論文四七頁。純益は右表中で Richard の記載があるが、一七九〇年代で平均五、二八リヴル一八ヌーリエヨマン、売上高の一三%~一七%を占める。右表にながら Dumas de Fonbrauge 評定官の場合は Médoc と Saint-Emilion の所領で一七七九~八〇年それぞれ六八%、四九%、Segur 評定官は Chateaux-Lantte の所領で四七、四%とみづかる。Doyle, *op. cit.*, pp. 88-89.

⑧ *Ibid.*, p. 95.

⑨ Doyle, *op. cit.*, p. 86, 147, 223; J. Dalat, *Montesquieu, magistrat au parlement de Bordeaux* p. 17. ヴェール・メチエヴァン著安齋和雄訳『啓蒙時代——ルイ十五世の世紀——』(白水社、一九六八年)一七七頁。ただし穀物取引の自由化によってホルドー法院がバリのやれと異り、推唱したことは Doyle, *op. cit.*, p. 206; Dakin, *op. cit.*, p. 180.

⑩ Doyle, *op. cit.*, p. 92, pp. 223-224; Dakin, *op. cit.*, pp. 252-253. リムーザン納税管区の中では比較的葡萄栽培の多いブランダレーム(分益小作農が優勢)でも一人当平均四クタールの経営規模にすぎず、良質のホルドー酒とシャラント川の通行関税に阻まれた。Dakin, *op. cit.*, pp. 38-40, 43. またラングドック州は一八世紀後半に作付の拡大をみるが、リムーザン司教区でも一〇%未満でほとんど、酸味が強く大衆むけでホルドー産とは競合しなかった。R. Foster *The Nobility of Toulouse in the 18th Century* (New York, 1971) pp. 100-101.

⑪ 葡萄酒流通の自由化を推進しようとするルノー、ノーンキら歴代監察官の尽力が高等法院、シエラ層に阻まれた経緯は G. Martin “Les intendants de Guyenne au XVIII<sup>e</sup> siècle et les privilèges des bordelais” *Revue Historique de Bordeaux* (1908) pp. 461-

470; Marion, *Dictionnaire* .....*op. cit.*, p. 119.

⑫ Doyle, *op. cit.*, p. 6, 86-88, 102-104; A. Communay, *Le Parlement de Bordeaux, notes bibliographiques sur ses principaux officiers* (1887) pp. 133-174, 252-254 を参照。王室財務官の子デニス・ド・サント・マウリス(1746-1788)は希望どおり円形輔長官まで昇進するが一七八五年辭職。フランソワ・ヌシャトーとも接触。パリ大審院評定官フレドリック・サンジメストを岳父とする。弁護士ヴェルニエー(のちシモン・ド・ラ・サント・マウリス)もサンジメスト改革にも賛成。Doyle, *op. cit.*, p. 127-133; G. Lintilhac, *Vergnaud* (Paris, 1920) p. 18-19; Egret, *L'aristocratie*.....*art. cit.*, p. 5 (6).

⑬ Doyle, *op. cit.*, p. 179-187. 門地・家柄を重視し、首席長官の推薦権を主張するルノルトン派にたいし、能力・忠誠を第一義とし国王の認証権を尊重するデモンテイ派のちがいをみよ。

⑭ *Ibid.*, p. 179, 184. 一七八〇年二月一六日、デモンテイの就官は法院評定官の票決一六・二〇でいったん否決されるが、この時の確認事項「円形輔長官職には貴族身分の立証または三代評定官職に在任するを条件とする」を国王は封印状で破棄した。その登録をめぐっても三七・四六で拒否派がやや優勢であったが、就官は一七八一年三月七日承認した。

⑮ *Ibid.*, p. 163-171, pp. 179-187; Communay, *op. cit.*, p. 208-210. モンペルノー・ルノルトンと各士会メンバーであったことは Renouvin, *op. cit.*, intro, V. モンペルノーは一七八七年七月のブリギエヌ地方議會に反対するが、八~十二月は政府支持の少数派であった。Doyle, *op. cit.*, p. 45.

⑯ *Ibid.*, pp. 69-88. Leblanc de Mauvesin fils 評定官は、モンペルノー・ルノルトンの共同招沢地の三分割権の行使にたいして農民との対立を招来した。 *Ibid.*, pp. 250-251.

また、Daugeard 円形輔長官は、一七二六～一八年、タルキヤへの所領地で、地代の他に自己所有の役牛のための飼料買納強制をめぐって借地農との紛争を経験した。Ford, *The Role and Sword* (Massachusetts, 1953) p. 166.

⑧ Doyle, *op. cit.*, p. 80; Ford, *op. cit.*, p. 167. 領主反動のこの一面性については、服部春彦論文集の「革命前後に多くの領主はその封建的外被にもかかわらず経済的実体においては一般地主層に著しく接近するに至っていた」としている。ツールズ地区のほかホルダー地区の法服領主もこの例であろう。「フランス革命における土地変革の基本性格」桑原武夫編『ブルジョア革命の比較研究』岩波書店昭和三年)所収、三三三、三三四、三三五頁。

⑨ Doyle, *op. cit.*, pp. 78-79. ゼドンのブリタニ所領地三分割権、ルムルトンのカステイモン所領地内教区司祭任命権をみよ。また、王権による王領地の点検・回収・一括転貸にたいする保有権者としての反撥高、等法院としての介入権の主張については *Ibid.*, pp. 249-258.

⑩ *Ibid.*, pp. 181-182, 198, 218-219, 279.

⑪ ホルデーのフランス輸出入貿易に占める比重は、一七一七～二二年の二二%、一七四一～四三年の一五%、一七六四～六六年の一七%、一七五七～一七七七年の二五%と漸増し革命前夜この水準を保って首位を占めていた。(但し一七三二年は四〇%と急増)。そのほかアメリカ植民地との取引(仏領西インド諸島がその中で大部分を占めた)では、一七八六年より八九年までのフランス全主要港総輸出額の年平均四一・五%(再輸出額は四七%)をホルデーが占めていて二位のナンテの二七・三%(但し一五・二%)を占めていた。F. Cronzet, R. Pijssou et J. R. Pousson, "Economie et Société (1715-1789)" dans *Bordeaux au XVIIIe siècle* (dir. par F.-G. Pariset, Bordeaux, 1968), chap. II, La croissance économique,

par F. Cronzet, p. 197 (17), p. 204 Tabl. IV; J. Tarrade, *Le commerce colonial de la France à la fin de l'ancien régime* (Paris, 1972) t. 2, p. 730, p. 733 付表 tableau II. ホルデーと同植民地の取引額は一七二七年と一七八七年を比べると二〇倍に伸びたが、他地域もあわせた全取引先の中での同地域との貿易額は二一%から二五%に増えていた。Cronzet..., *art. cit.*, pp. 195-196, 197. 因みにサント・ドマンタ島への輸出に限るとホルデーから当島への輸出は一七八七年でフランス全港から同島への輸出の五六%を占める。ホルデーのこの地域との結合がフランス全体の中でも強まっていたことは明らかである。

⑫ キティ・リシャルは二〇のホルデー商家(綿化人・外国からの移住者も含む)を紹介しているが、J. G. が Abraham Gradis を意味し、先代の時、メイン継承戦争で葡萄酒、麻布、飲料水の取引に従事し、一七二七年より西インド貿易を開始。本人はオランダ貿易に従事。一七三二年ホルデー「ブルジョワ」資格を得、一七五一年には遺産と共に相続し、同じ年に貴族爵位をえる。相続額は四〇万リーヴルで、一六九五年の先代の八倍弱にもなっていた。娘継承戦争で國王軍の装備品を納入し巨利を博す。一七八〇年には甥 (Moïse) の相続のやうに万リーヴルを超える財産にたどり着いた。G. Richard, *Noblesse d'affaires au XVIIIe siècle* (Paris, 1974) p. 111; P. Goubert, *L'ancien régime* (Paris, 1969) t. 1 Société p. 241; Pousson, *op. cit.*, t. 5 p. 723; P. Butel et J.-P. Pousson, *La vie quotidienne à Bordeaux au XVIIIe siècle* (1979, Bordeaux) p. 76, 124-125. 一般に商業活動たがって授爵せられるサラチヤムのやうな例は稀で、国王書記官職の購入 (Vaduffer, Berard) シェルカ職就任 (Katel) のような場合が多かった。領館のやうに私財を投じて小麦の買付をした功績から監察官が推挙するのは「ブルジョワ」資格にふさわしい (Labarre,

Jauge) 釀位はとだけでは困難であった (Beaujon の本例)。

A. Commanay, *Esquisses biographiques—les grands négociants bordelais au XVIIIe siècle* (Bordeaux, 1888) pp. 78-79; Richard, *op. cit.*, p. 112-113. ネロニヌのこぶはロマンタール港に於ける釀位は、そのなかりたること。Richard, *op. cit.*, p. 111; Butei et Pousson, *op. cit.*, pp. 75-128.

③ Doyle, *op. cit.*, pp. 102-104; Richard, "La noblesse commerçante à Bordeaux et à Nantes aux XVIIIe siècle" *L'Information Historique* No 5 (Nov.-Dec.) 1958 pp. 185-190.

④ Doyle, *op. cit.*, pp. 16-17.

⑤ Butei et Pousson, *op. cit.*, pp. 127-128.

⑥ 蒸餾酒の取引をさへる大商人の自由化要望と法服貴族の禁止的態度を、また Dutasta, A.-D. Lafon de Ladébat, Carthy のやうに入九半の自由主義貴族の宣言と署名の者を見れば、Richard, *Noblesse d'affaires, op. cit.*, pp. 110-112.

⑦ Doyle, *op. cit.*, pp. 210-213.

⑧ *Ibid.*, pp. 213-214; J. Godechot, "Les relations économiques entre la France et les Etats Unis de 1778 à 1789" dans: *French Historical Studies* (1958) No 1 pp. 26-39.

⑨ 輸入品としては砂糖、コーヒーのめざましい伸びがあげられるが、仏全貿易港の輸入総額中、品目ごとホルデー港の占める比率は、インディゴ四五%、コーヒー四二%、砂糖三八%である。服部春彦「一八世紀における対外貿易の展開過程」『京都大学文学部研究紀要一九』(一九七九年三月)二八、四四頁。ホルデーより積出した商品のフランス全体の輸出額にたたる比率は、一七八六年時点で一位繊維品四二%、二位小麦粉二六%にすぎ葡萄酒が一二%を占める。一七二〇年から一七八年までにホルデーからの積出額は五六%まじりとなつてゐる。

服部前掲論文一九頁。Doyle, *op. cit.*, p. 2. なる P. Butei, *La croissance commerciale bordelaise dans la seconde moitié du XVIIIe siècle*, thèse docteur de l'Univ. de Paris I, 1973, 2 vol. 採用しなかつた。

ネロニヌがペリのペンマック・クラムに加盟してゐたこと、ペンマック、ペルエの評定會の設立と提携のついでに、L. Leclerc, "La politique et l'influence du Club de l'Hôtel Massiac" *Ann. R.F.* No 14 (1987) p. 342-363. ネロニヌの植民地購買と國政議決の關係を扱つた要録に、*Archives Parlementaires* t. 3, p. 189.

⑩ Doyle, *op. cit.*, p. 214.

⑪ L. Desgraves, "La vie politique" dans *Bordeaux au XVIIIe siècle, op. cit.*, p. 58.

⑫ 44頁「一七八六年の英仏通商条約のこぶ」W. O. Henderson, "The Anglo-French Commercial Treaty Of 1786" *Economic History Review* t. 10, 1957, p. 111. また、服部春彦「一八世紀後半のイギリス人の植民地貿易」『西洋史學』九七号二六頁。一七八六年勅令は非特権地域産葡萄酒取扱商人にも海外貿易の展望をもちたゞである。ホルデー地域産葡萄酒と周産との積出し樽数の年次別比較を示すと、次表のようである。

なお、一八世紀後半(一七五〇—一八四四年)におけるホルデー港出航商船艘数と総トン数は、J. Jaures, *Histoire statistique de la Révolution française* (1901-11) t. 1, pp. 128-129 を参照。C. Jullien, *Histoire de la Bordeaux* (1895) 44未見。

ポルドー酒

年次	大樽数	小樽数
1784	109,944 $\frac{1}{4}$	890
1786	122,749	520
1787	64,632	1735

周域産酒

年次	大樽数	小樽数
1784	4,376 $\frac{1}{2}$	1,020
1786	24,465 $\frac{1}{2}$	1,047
1787	22,593 $\frac{1}{2}$	1,951

Tarrade, *op. cit.*, t. 2 p. 657.  
 瓶詰葡萄酒は上表からは省か  
 れている。

③ Doyle, *op. cit.*, p. 60; Ford, *op. cit.*, p. 141; Marion, *Dictionnaire*.....*op. cit.*, p. 313.

④ Chaperon de Telfort の「*レベ*」評定官を兼職した例。Doyle, *op. cit.*, pp. 14-15, 66.

⑤ 市役人の所有地は旧オルノン伯領内の諸教区にあり St.-Genès, Tarence, Bégles, Martillac, Gradignan, Léognan, Canéjan, Cestas, Villenave, Prévoté d'Eysines, Prévoté d'entre-deux-Mers 内の教区に於て Canon, Floriac, Bouliac, Tresses, La Tresme (一部) d'Artigues, Carignan, Lormon に於ては「*レベ*」が概してキルニエー近郊にキルニエー・ヤナンネルの地に於て「*レベ*」。*Ibid.*, p. 53.

⑥ Doyle, *op. cit.*, pp. 160-161, 191-192, 270-274.

⑦ M. Lheritier, Le début de la Révolution à Bordeaux d'après les tablettes manuscrites de Pierre Bernardau (Paris, 1919), p. 38; Doyle, *op. cit.*, p. 286. ネマヌが選挙制を復活。Desgraves, *art. cit.*, p. 54.

⑧ この時の勤任役人の中にジャンソネ(のちのシロンド党員)が在り。Lheritier, *op. cit.*, p. 28 (7). なお、一七六四年のラヴェルニエー行政改革はキルニエーに關しては大きな変更をあたつたことなし。M. Bor-

des, *L'administration provinciale et municipale en France au XVIIIe siècle* (Paris, 1972) p. 304; Desgraves, *art. cit.*, p. 59.

⑨ Doyle, *op. cit.*, p. 288; Lheritier, *op. cit.*, p. 38.

⑩ 百三十人会については Desgraves, *art. cit.*, p. 58-60. 市職能團としては一七五二年時点で八五団体が存し、七四団体が百三十人会に代理人を遣る権利をもつていた。荷揚人夫には団体組織の資格がなく、外科医・理髮師・司祭団は被代理権が認められていなかった。Bateil et Pousson, *op. cit.*, p. 140; Lheritier, *op. cit.*, p. 41. なお、一八世紀に外科医の置かれた境遇については T. Gelland, *Deux cultures, une profession: les chirurgiens français aux XVIIIe siècle, Revue d'histoire moderne et contemporaine* t. 27 juillet-sep. 1980, pp. 468-484.

⑪ Doyle, *op. cit.*, pp. 287-289. カロンヌが一七八七年三月、補助地租王国賦役の買戻し、新教徒居住権を骨子とする勅令を出し高等法院を揺るがした(ポルドーは七要差で登録拒否)が、八月一日にはブリュヌが地方議會と第二次一二十税の延長を求め、これを拒んだ(ただコヌエー一六票の賛成があった)ポルドー法院をリヌールヌに強制移転した。Doyle, *op. cit.*, p. 275; Lheritier, *op. cit.*, pp. 2-3.

三 全国三部会への過程

すでにギエンヌ州内、ポルドー市内での身分間、身分内一体性は虚構となつていたが、全国三部会の選挙・陳情書作成の過程でそれは明白に露呈することになる。その最初のあらわれは州三部会再建案をめぐつてであった。王国賦役の改革や地方議會に不満

な法服貴族層は、リブールヌより帰還後の八八年九月、一六〇四年以来の州三部会の再建を国王に提言し、そこで築く有利な地歩の上に、全国三部会選挙を準備しようと計った。<sup>①</sup>以下、同時代の証人ベルナドール弁護士の日誌も参照しつつ、身分・職能団体別の対応を辿ってみた。十一月三日に州貴族臨席下の高等法院で動議とされたこの再建案は、バリ高等法院の九月裁定の不人気を考慮してか僧侶八〇、貴族一六〇、第三身分二四〇の構成をとるなど、一定の譲歩を示しながら、身分別票決では譲っていない。<sup>②</sup>ネラックらの貿易商人団は、ラデバの率いる工芸アカデミー団とともに、身分別比率を一・二・四とする条件で乗る姿勢を示したが、非ネゴシアン（非交渉人）の商人四団体は、全国三部会開催後の課題なりとして検討さえ拒否した。外科医団も一顧だにしなかったが、この非妥協的態度は百三十人会構成資格がなかったことなどの市制上での地位とも対応している。<sup>③</sup>市役人団の場合は再建案の誘いのつておらず、市制上の地位やラモワニョン改革で示した高等法院への忠誠<sup>④</sup>からすると奇異の感があるが、おそらくパロニイ等の所有主でアノブリの肩書きをもつジュラには州三部会で配当される第三身分の議席が到底、甘受しがたいものであったためと思われる。

この再建地域案は北辺はリムーザン、サントンジユ両州、南は

オーク納税管区までも包摂しており、これらの地域へのよびかけは、合併工作のほか、たとえばテュルでポワサック評定官がおこなったように自己の所領地が存在するセネショッセこと、当該貴族が三身分会議を提唱するなど、きめ細かい手段によった。<sup>⑤</sup>これに対しリムーザン、サントンジユの貴族、第三身分は結集を拒み、州内でもペリグー・セネショッセの貴族は独立の三部会を望んだ。<sup>⑥</sup>とくにリムーザン州の場合は、八七年七月のブリエンヌ地方議会が、高等法院代理貴族との対立のため不調におわったことに在りて第三身分が恨みを抱いていたこと、および、テュル、ブリーヴ、ユゼルシュの三セネショッセとも一七六〇年代の税制改革によってタイユ・レエルの減免をみていたことと関係する。<sup>⑦</sup>これらの自立志向は、司法管轄の面でもすでに観取されたことで、リモージユ、テュル、アングレームの各セネショッセは、アングレームが大バイヤーに昇格することを観迎したのであり、<sup>⑧</sup>総じてリムーザン納税管区がポルドー高等法院からの税制上、司法上の独立を果すか、めざしていたことはまちがいない。

アジャンでも市吏・職能団・有力住民の会議は州三部会の合同・個人別票決を求めたが、その背後に、コンドムやダックスと同様、上座裁判所の大バイヤーに昇格を欲迎する空気が強かったことが指摘できる。<sup>⑨</sup>さらにガロンヌ川上流のアジャン、コンドム



は、ドルドーニュ川のペリグーとならんで葡萄酒輸送上の差別を受けていた地域であって、商業レベルの対立・不満から司法権上の分離独立への回路を具体例で論証することはできないものの、多く葡萄酒栽培地主でもあったこれらの地域の法官層および取引商人層が、それだけドルドーヌ法院への対抗心・不満をつのらせていたとしても不思議ではあるまい。<sup>⑩</sup>

全国三部会にむけての貴族層の陳情・意見徴収は州下の各セネシヨッセ↓ポルドー・セネシヨッセ↓高等法院というヒエラルキ一構造の中でおこなわれており、州三部会は陽のめをみなかったものの司法制度での垂直的な階層性そのまま生かされた。一月九日には個人別票決や合同討議を受容しがたいものとする声明を發表し、二月一〇日の陳情書には、高等法院の主張する封印逮捕状の廃止、建言・登録権の保全、それに州三部会の復活が改めて要求された。<sup>⑪</sup>ところが最終段階で二二名の帯剣貴族およびネゴシアンあがりの授爵貴族が署名を拒み、独自の陳情書作成にむかったのである。<sup>⑫</sup>これらの貴族の代表的人物は、一七七七年いらい大セネシャルでラモワニオン改革でも大バイイの地位を得るはずであったらしいデュペリエ・ド・ラルサン（一時ポルドー全身分集会を主宰）や、アジュネ地方の所領とラカノー（ランド西部）の領主であるが宮廷に出仕していたデュラ公などで、ポルドー法服貴

族とは異流であり、ネッケルの方針を支持して、セネシヨッセ第三身分選挙人会での高等法院勢やセネシャル総代官兼評定官ラローズらの影響力をとくに警戒した人物である。<sup>⑬</sup>その意味ではここギエンヌ州でも、プロヴァンス、フランシュ・コンテ両州の「アノブリ」層と同じような、伝統的貴族に対抗して第三身分と結ぶ勢力が存在したことになる。その中にはブリエンヌの地方議会時代、非協力的であったテュルの法服領主ボワサクへの敵愾心を捨てないエヤン公のような帯剣貴族もいた。<sup>⑭</sup>全国三部会の選出過程で、かれらは概してポルドーより遠方の貴族を糾合してディンダンとして結集し、六月には独自の代表団を自認し全国三部会に承認を求めた。<sup>⑮</sup>それは成功しなかったが、國王軍からの不安の解消に尽力したデュラ公が九月には州軍司令官に任命され、七月以降の第三身分九〇名選挙人会を中核とした市政革命に合流していた。<sup>⑯</sup>とすればポルドーでの「一八九年革命」も自由主義貴族と第三身分代表の協同関係において捉えることができよう。<sup>⑰</sup>

第三身分層の場合、ネゴシアン層と他の職能別団体、およびポルドー市と周辺地域間の調整が焦点となる。八九年二月、商業会議所を核とする貿易商人層は陳情書の会議所あて送付を諸団体に要請することでセネシヨッセ第三身分会と統一カイエの作成に主導権をとうとうとしたが他の団体の協調をえられなかった。<sup>⑱</sup>

だが貿易商人層はこうした過程でジュラ層とはことなり、大勢の動きに順応する方向をとったことも認められるのであり、その結果、三月の議員選挙には選挙人会からネラック、ラファルグのネゴシアン二名(四名中)が選出されており、かれらの影響力と信望が失われていなかったことを示している。

市役人団は大セネシャルから第三身分予選会の召集を委されたが、選出母胎としては認知されず、兼職者のみに個々の職能団から選出の機会が与えられただけであった。それでも選挙人集会を前に、諸団体にたいし自薦運動を試みるが、元来アノブリの肩書きを主張して第三身分への同化を拒んできただけに、効果は望めなかった。のみならず、個々に選出された者も三月八日の選挙人会での資格審査でネゴシアン兼職者は別としてほぼ排除されてしまふ。

いま一つ重要なのは農村代表の問題である。早くも二月二二日の職能諸団体代表の予備集会で、代表者数にかんするラブルール(在地富農層)の同意とりつけを重視する発言もあったが、三月二三日、ガラー弁護士などに鼓吹された農村民予選人は召集規約にいう一一〇名の選挙人数を不満とし、同時に独自の議員選出を主張して譲らなかつた。そのため二三日の都市予選会からは、共通の議員代表とひきかえに農村選挙人数を二〇〇とすることが

提案された。

結局、この間の国王からの指令書にもとづき、四月八日にむけ二〇〇名の農村選挙人は別個の四議員を選ぶこと、その代り、都市選挙人会とで共通の陳情書を作成することとなった。選出議員はカディヤックの村医やブレイの代訴人など町村部の有識層であった。四月一〇日に一八名づつの委員で作成された合同陳情書は、葡萄酒輸入税の軽減と道路事情の改善という、農村の非ブルジョワ資格者にとり切実なものであるが、起草委員でも相対的優位をしいめた(一八名中七名)貿易商人との関係では柔い内容になっている。両者の間には海外についてはともかく、市内の販売優先権をめぐる問題があつたはずで、この点は、都市内非ネゴシアン商人、非土地所有の職業市民も農村民の差別撤廃の要求に和したと思われ、そうした事情をふくめて陳情書は両者のぎりぎりの妥協点を示しているのであろう。

農村代表の問題は、ネッケルがこれを尊重しようとしたことからもからんで他州でも問題化した。が、ポルドー・セネシヨッセでは一八世紀をとおしてポルドー市が占めていた特殊な位置を反映して、農村の意向を当初から間接的にせよ代弁しうる都市内勢力は存在せず、そのため農村の独立代表への志向は強かつた。その点がナント商人層、グルノーブル法曹家層(法服貴族をも含む)とこと

なる点である。要するにそれは第三身分内の（特権身分にもまたがる）結集軸の所在にかんによるのである。

- ① Lheritier, *op. cit.*, p. 28. A. Forrest, *Society and Politics in Revolutionary Bordeaux* (Oxford) 未見。
- ② Doyle, *op. cit.*, p. 290.
- ③ Lheritier, *op. cit.*, pp. 39-41. 名將 Lafon de Ladébat (1746-1829) は権持ち貴族で父子二代にわたるリムーゾン。統計・經濟學者である子は八九年に自由主義貴族の合流。Ibid., p. 39 (3), Richard, *op. cit.*, p. 111. 立法議院議員としての活躍。
- ④ Doyle, *op. cit.*, pp. 270-274. ホルノー・セネショッセ法官団の護上層の大学と連携して法院を支持。
- ⑤ Lheritier, *op. cit.*, p. 50; Doyle, *op. cit.*, pp. 290-291. 合併計画は、ホルノー、アングモア、サントシニエ、リムーザン、オートキエヌヌ（＝ケルシー地方）、ガスコニエ全域を含むといわれた。J. Plantadis, *L'agitation autonomiste de Guyenne et le mouvement fédéraliste des Girondins en Limousin 1787-1793* (Tulle, 1908), p. 17, 30. 貴族名と働きかけのあったセネシヨッセ名は以下のとおり。
- Renaudies 男爵、リモーザン、Lentillac de Sédieres 伯と上座裁判事代官、Toulzac、ブリーヴ、Gombault de Rascac 男爵、メルシエ、リムーザンのゲレー、セネシヨッセ。このうちブリーヴではかつて領主権を主張するノワイニ公と市コンシユールの対立があり、貴族のよびかけを拒んだ理由の一つとなつてゐる。Plantadis, *op. cit.*, pp. 25-26.
- ⑥ リムーザン地元貴族は、聖ルイがイギリス王に割譲した土地からリムーザンが除かれていたこと、および一四五一年のアキテーヌ公の相続地からも除外されていたことを根拠に、ギエヌヌ州三部会への参加を固辞してゐる。Ibid., p. 21.

- ⑦ Ibid., p. 12; Lefebvre, *op. cit.*, p. 37. 前掲邦訳四三―四四頁。きたリモーシエ、ナイヤン法官の領土親占権の廃止、単一租税簿の主張参照。Ph. Dawson, *Provincial Magistrates and Revolutionary Politics in France 1789-1795* (Massachusetts, 1972) p. 159 (61), 163.
- ⑧ Marlon, *Lamoignon, ... op. cit.*, pp. 164-165; Dawson, *op. cit.*, p. 146, 148 (31); Doyle, *op. cit.*, p. 279; *Archives Parlementaires* t. 3, pp. 540-541. 但シモン・レームはより高等法院検事総長に属する分類では「新体制下の職務を拒んだ」とある。
- ⑨ Lheritier, *op. cit.*, p. 44; Marlon, *op. cit.*, p. 165. この改革はホルノー法院は四八官職保有者に減員させることになつた。Lheritier, *op. cit.*, p. 18.
- ⑩ シモンでは入対三で登録賛成派が多数を占めた。Dawson, *op. cit.*, p. 148 (31). なお、一七八九年時点上座裁判所、セネシヨッセ現職司法官数は左のとおり。

アジユネ、 コンドモワ 地方	Agen ①	18
	Condom ①	11
アルベール 地方	Nérac ① (1629)	5
	Bazas ①	8
	Bordeaux ①	11
ギエヌヌ、 バザドワ地 方	Libourne ① (1639)	10
	Dax ①	9
	Brive ①	13
リムーザン 地方	Limoges ①	15
	Saint-Yrieix	7
	Tulle ① (1635)	15
	Uezrche	7
	Bergerac	6
ペリゴール 地方	Périgueux ①	16
	Sarlat ① (1641)	9

Dawson, *op. cit.*, p. 359, Appendix Table A 4. より抽出。

①はプレジディアル兼有。

- ① Lheritier, *op. cit.*, p. 39.
- ② Doyle, *op. cit.*, pp. 293-294. (Bernadan 日誌による)
- ③④ *Ibid.*, p. 294.
- ⑤ *Ibid.*, p. 31 pp. 294-296; Lheritier, *op. cit.*, p. 51. 「けれども、ヤキエの『宗廟貴族』では第三身分の代理を否定する思想と対応する。Sleyes, *op. cit.*, pp. 59-61; シュイユヌ著『五十嵐前掲邦訳二五—三四頁。シュイユヌはこのような具体的事例をふまえたながら考えをまとめたのである。』
- ⑥ Plantadis, *op. cit.*, p. 298. 一般に『帯剣貴族と法服貴族の同様の関係』 Doyle, “The Aristocratic Reaction……” *art. cit.*, pp. 109-110. 「ドクマンク・ノトミンナ・フンチ兩州におけるモンブの動向」 Egret, La pré-révolution en Provence *art. cit.*, p. 108-110; de même, La révolution Franche-comté *art. cit.*, p. 251-253, 258-260.
- ⑦ Doyle, *op. cit.*, p. 197.
- ⑧ Brace, *Bordaux and the Gironde 1789-1794* (1968) p. 12, 34.
- ⑨ 僧族については、地方議会が重きをなすはずであったホルノー大司教・サン・ピエール・シヤ(のち法租)の指導層が州三部会案検討に熱意を示したにもかかわらず、二月一日の貴族集会に同席をみとめられなかったことへの不満が強へ、貴族の側へ、三月九日のボネシヨット三身分全体会議でシヤの議長就任(大ボネシヤルが指名)を拒んだ。僧族身分内部でもその後、全体会議の場を憚らず、シヤ派とかれの代理権に異を唱えるピマンオン(下級聖職者層を代弁)派とに分裂してゐる。(三月一〇—一二日) Lheritier, *op. cit.*, p. 44, pp. 56-58.
- ⑩ *Ibid.*, p. 55.
- ⑪ *Ibid.*, pp. 62-64.
- ⑫ *Ibid.*, pp. 55-56, 61.

- ⑬ *Ibid.*, p. 55; 三月三日と八日の選挙過程概略を参照。 pp. 55-56.
- ⑭ *Ibid.*, p. 39. 香水商人の Fullierade, p. 62.
- ⑮ *Ibid.*, pp. 58-61.
- ⑯ *Ibid.*, p. 64; Doyle, *op. cit.*
- ⑰ *Ibid.*, pp. 61-62; Archives Parlementaire, t. 3, pp. 397-403; Brace, *op. cit.*, p. 13. 司法関係では売官制の補償を伴う廃止、終審院官職は下級裁判所(上座・セネシヨット裁判所)の経験者のみに開放することが要求されており、高等法院にたつとする敢然たる姿勢がうかがえる。
- ⑱ 都市部の起草委員職差別は「ネロシモン七」弁護士三、「もとは医師旧市兵、市庁代理官、代訴人、ブルシヨロ資格者、旧シヤラ、薬剤師、板商人が各一名である。農村部は国務弁護士・弁護士で三、外科医二、代訴人一、ブルシヨロ資格者一、残り一一名はベルナドールに記載なり。地域別では Landes 三、Médoc, Haute-Benaugue 各一、Entre-deux-Mers, Cadillac, Blaye, Bourg, Cubzage, Coutras, Vitreze, Fronsade, Basse-Benaugue 各一である。
- ⑲ ノルターニエ州における農村代表の問題は、Egret, Les origines... en Bretagne *art. cit.*, p. 208.
- ⑳ 同じくピエール・シヤの B. N. Le<sup>3</sup> 62; Archives Parlementaires t. 3, pp. 80-82, t. 8, p. 34; P. Conrad, La peur en Dauphiné juillet-août 1789 (Genève 1978) pp. 32-37.

あとがき

ギエンヌ州での本格的な王国賦役廃止の試みは、サンモール監察官により、その着任の翌年に始り、それはネットワークル財務長官就

任と時期を同じくしている。王政改革の開始点や改革論の全面的展開は別の機会にゆずらざるを得ないが、当地州制の変更が、テュルギーによるリムーザン納税管区の改革の刺戟のもとで一七七六年に開始されるとみえることは誤りでなからう。また、賦役の附加税化は、タイユの収益比例税化に連動する点で、王政改革の合理主義的側面をあらわしている。

この改革の結果は、州諸身分の反王権的団結よりも、シユブレガシオンや教区毎の対応のずれをもたらし、賦役廃止が意識的・政策的にそれを狙った処置とはいえないにせよ、高等法院・租税院・エレクトシオン・市長村長の階層性に示される社团的權威をその末端において弛緩させたといつてよいであろう。一方、一七七九年から八七年に受継れるリモージュ地方議會の場合は、それじたい不振に終つたにもかかわらず、むしろそのことが一因となつてギエンヌ州内の身分間(対王権協動的な一部僧族と法服貴族)や身分内(帯剣貴族⇨州総督と法服貴族)の対立感情をひろげ、また州内地域間の亀裂を大きくし、革命前史におけるホルドー高等法院の指導性を阻むこととなる。

こうしたことの底流には、葡萄酒取引をめぐる独占的利権がひきおこしていた高等法院官職保有地主層への周域部の地主・農民層の不満や、裁判制度上の、法院寡頭体制にたいする、アジャン

など周辺部平民法曹家層、農村有識層の不信があつたと思われ、それらはいずれも王政改革を機に強まりつつあつた。それは二種類のタイユ制度から生じる抵抗の二重性をも凌ぐ重たい現実であつたと思われる。このようにみれば、王国賦役の改革も、経済・社会的、また法制的な意味での社团的秩序の解体を促進する効果をもつた、といつてよいのではないか。

最後に、革命前史にみるギエンヌ州政治の特徴を要約しておく。同州では一七八年一月に高等法院による州三部会構成の裁定が出されるが、本格的な政治的流動化もさることながら、経済的・司法制度的要因からくる諸社会層の高等法院離れは、役人団を例外としてそれより早く始つていたといわざるを得ない。また、第三身分の予選人会、選挙人会も、職能別団体の各代理人を集めているとはいへ、そこで提示されたものは、社团的利益の総和ではなく、役人団と実業諸市民の間の決別、ネゴシアン層とその他の職業市民の利害調整であり、都市と農村の妥協・折衷であつて、そのことを通して「国民的利益」が具体化してゆくのであつた。同じ頃、ドフィネ州では身分をこえた社团的結合がほぼそのまま立憲主義的の協調を生みだす母胎となり、ブルターニュ州では特權対非特權身分の劇的な対立が露呈していたが、ギエンヌ州では、

身分間の分離・解離がみられただけでなく、最終局面の選挙過程で身分内の対立や相互調整に多くのエネルギーが費されたのであり、この点で州独自の革命前史をかたちづくっているといえよう。

(本稿は、五五年度富山大学科学研究費一般研究の報告書を加筆・推敲したものである)。

(富山大学助教授)